

生き生きとした
自立生活を応援！

高齢者向けサービスなどの
案内パンフレットを送付します

市では、いつまでも住み慣れた地域で、健康で元気に生活していただけるよう、介護予防や日常生活支援、地域活動の支援といった、さまざまな事業を実施しています。それらの事業を分かりやすくまとめた3種類のパンフレットを作製し、対象者へ3月1日(休)以降お送りします。

①三鷹市生きがい支え合い支援ガイド

慣れ親しんだ友人・知人の関係の中で生活できる地域づくりのため、活動の場や、自分が支え手として参加できる場、身近な相談相手などの情報をご案内しています。

②地域包括支援センターのご案内

高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターについて、業務内容やお住まいの地域を担当するセンターをご案内しています。

③介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

平成28年4月から開始した同事業の概要やサービスの内容、利用方法のほか、市が主催する介護予防教室の内容や日程、会場一覧のマップも掲載しています。

要支援・要介護認定を受けていない75歳以上の方

※3月1日以降、高齢者支援課（市役所1階12番窓口）、各地域包括支援センターの窓口でも配布します。

☎コールセンター ☎0120-920-158(3月1日～15日休)の平日午前9時～午後5時)

高齢者支援課 ☎内線2622 (パンフレット送付について)
健康推進課 ☎46-3254 (介護予防教室について)

救急医療情報キットを備えましょう

☎高齢者支援課 ☎内線2626

緊急時に救急隊が駆け付けた際に、意識混濁や気が動転して病状を伝えられない事態に備えて、市では三鷹消防署などと連携し、救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」(写真)またはマグネットシートを配布しています。

かかりつけ医療機関や持病など、必要な情報をシートに記入しキットに入れて、隊員が見つけやすいよう冷蔵庫で保管しましょう。

また、すでにお持ちの方も、年に1回程度はシートの記入内容の見直しをお願いします。新しいシートは同課で配布しているほか、市ホームページからも入手できます。



市内在住で、次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の一人暮らしの方
- ②65歳以上の方のみの世帯
- ③65歳以上で日中または夜間に独居になる方
- ④65歳未満で身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみの世帯

①～③印鑑を高齢者支援課(市役所1階12番窓口)へ。④対象であることを確認できる手帳と印鑑を障がい者支援課(市役所1階14番窓口)へ

※代理申請には、事前に申請書(市ホームページから入手可)に本人の署名または押印が必要です。

先導的な環境活動を表彰しました

☎環境政策課 ☎内線2523

市では、市民、団体、事業者などの先導的な環境活動を広く紹介・普及する目的で、平成18年度から毎年表彰を実施しています。

今回(28年度)応募のあった環境活動について、三鷹市環境基金活用委員会で厳正に審査した結果、4件の表彰を決定し、2月14日に表彰式を行いました(敬称略)。

環境活動表彰

◇大成高等学校

全国初の「リサイクル推進校」として、小型家電回収ボックスの設置、PRイベントの実施、環境省の啓発CM制作の協力などの活動を行っています。

環境活動功勞表彰

◇木のいい仲間(ボランティアグループ)

長年にわたり、北野中央公園内の清掃や下草刈り、訪れる市民のために樹木の名札設置などを実施。公園が地域の憩いの場になるような活動に取り組んでいます。

◇美容室 3 HAIR/MAKE

毎週金曜日の営業前に「きらきら通り」と産業プラザ南側道路の清掃活動をスタッフ全員で実施。長年にわたり、周辺地域の美化・意識啓発に努めています。

◇境交通(株)

燃料電池自動車などの低公害車の導入や、営業所への太陽光パネルの設置、照明のLED化など、環境負荷削減のための取り組みを長年にわたり推進しています。

玉川上水と分水の保全活動(玉川上水ネット)が「プロジェクト未来遺産2016」に選ばれました

☎緑と公園課 ☎内線2835

(公社)日本ユネスコ協会連盟が、地域の豊かな自然や文化を残すための活動に取り組む市民活動を応援する「プロジェクト未来遺産」。今年は市民団体「玉川上水ネット」の活動「玉川上水・分水網の保全活用プロジェクト」が選ばれ、1月28日に武蔵野シンゴホールで伝達式が行われました。



伝達式の様子

玉川上水ネットは23団体・7個人で構成され、三鷹市からは「三鷹環境市民連」「井の頭の歴史を知る会」「井の頭バードリサーチ」の3団体と3人の方が参加しています。今回の選定は、玉川上水・牟礼分水の歴史調査、環境保全、子ども向けの自然観察会などの活動が評価されたものです。

● 特定個人情報保護制度の仕組みと運用状況

☎相談・情報センター ☎44-6600

平成27年10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、市では、特定個人情報を保護するため、収集する特定個人情報の内容やその利用・管理の方法などについてルールを定めています。

特定個人情報とは

「マイナンバー(個人番号)を内容に含む個人情報」のことです。

個人情報と特定個人情報の違いとは

特定個人情報は、個人情報の一種ですが、従来の個人情報と異なり、本人の同意があっても、番号法で認められた事務でしか利用や提供ができないなど多くの制限があります。

マイナンバーを利用できる事務とは

マイナンバーは、法律や条例で定められた目的以外では利用できないように規定されています。現在は、社会保障・税・災害対策に関わる分野でのみ利用されています。

市が収集する特定個人情報とは

市役所の各課が新たに特定個人情報を収集することになった場合は、どのような特定個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような事務で、どこの課で管理するかを記載した「特定個人情報取扱事務届出書」を作成し、市長のもとに集約しています。27年10月以降に作成された届出書は右表のとおりです。

自身の特定個人情報がどのように管理されているのかを知るには

自身の特定個人情報の保管などの状況について知りたい場合は、特定個人情報の開示請求を行うことができます。27年度の開示請求はありませんでした。

特定個人情報非開示の場合の救済制度

特定個人情報が開示されなかったことに不満がある場合は、市に審査請求することができます。市は、個人情報保護審査会に諮問し、審査会では非開示の決定が適切であったかどうかを審査します。27年度は、審査請求はありませんでした。

◆特定個人情報取扱事務届出書の内訳

(1月現在)

所管	届出件数	保管する情報の名称
職員課	2件	職員等の給与等に係る税に関する事務、職員の社会保障に係る届出等に関する事務
土地対策課	1件	公共用地の取得に関する事務
市民課	2件	住民基本台帳事務、個人番号の通知及び個人番号カード交付事務
市民税課	3件	個人住民税の賦課に関する事務、軽自動車税の賦課・減免に関する事務、市たばこ税の賦課に関する事務
資産税課	3件	固定資産税・都市計画税(土地)の評価・賦課事務、固定資産税・都市計画税(家屋)の評価・賦課事務、固定資産税(償却資産)の評価・賦課事務
納税課	2件	地方税等の収納管理に関する事務、地方税等の滞納整理に関する事務
保険課	2件	後期高齢者医療制度に関する事務、国民健康保険に関する事務
障がい者支援課	6件	障がい者手帳に関する事務、障がい者手当に関する事務、障がい者助成に関する事務 など
高齢者支援課	13件	介護保険制度に関する事務、老人福祉法第10条の4及び第11条に基づく福祉の措置に関する事務・老人福祉法第28条に基づく費用徴収に関する事務、三鷹市福祉住宅に関する事務 など
生活福祉課	2件	生活保護業務に係る事務、中国残留邦人等生活支援給付業務に係る事務
健康推進課	5件	母子保健事業に関する事務、予防接種事業に関する事務、健康増進事業に関する事務、介護予防事業に関する事務、特定健診、後期高齢者検診・特定保健指導に関する事務
子ども育成課	2件	三鷹市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する事務及び保育所等入所の申込み等に関する事務、幼稚園保護者補助金等に関する事務
子育て支援課	16件	児童手当・特例給付の支給に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、児童育成手当の支給に関する事務 など
議会	1件	市議会議員の議員報酬等の支給に伴う事務
教育委員会	1件	就学援助費及び就学奨励費の支給等に関する事務

※件数が6件以上のものについては、抜粋して記載しています。